博物館登録審査の手引き

レクチャー動画シリーズ・4

「博物館登録申請の実務
―東京都の事例―」

JAPAN MUSEUM

令和8年度 文化庁委託事業 「新登録制度推進事業」

文化庁 Agency for Cultural Affairs, Government of Japan

公益財団法人 日本博物館協会 JAPANESE ASSOCIATION OF MUSEUMS

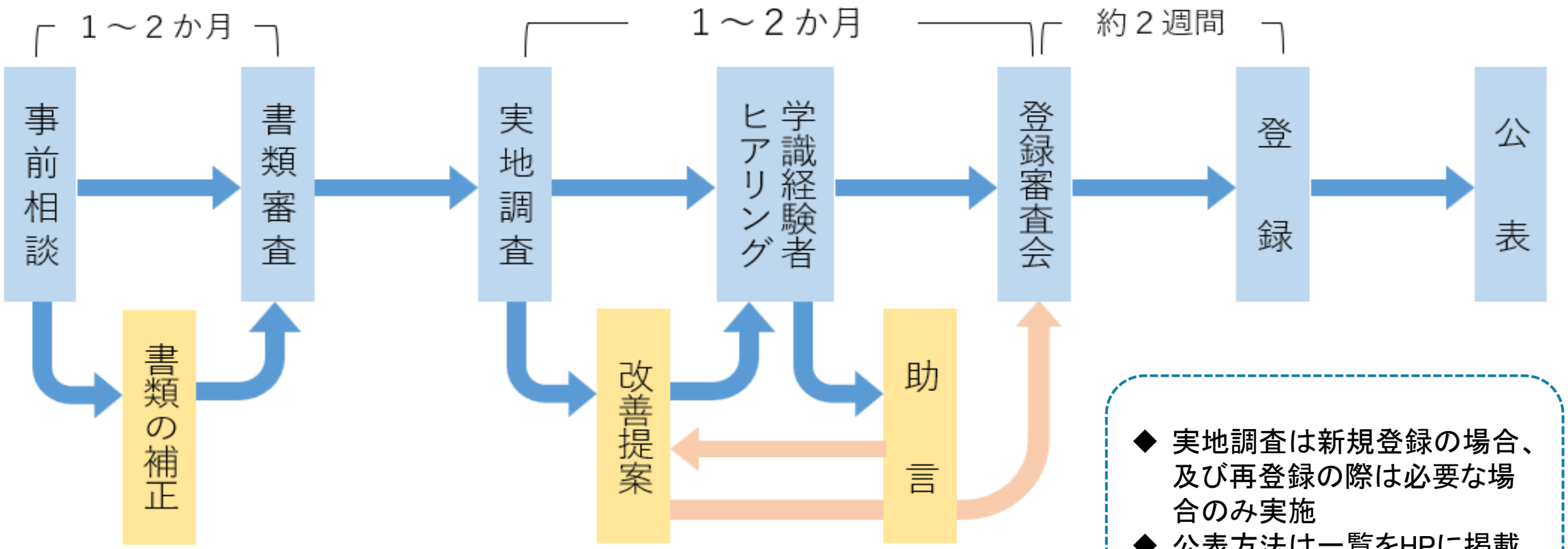
博物館登録申請の実務

–東京都の事例–

アドバイザリー・ボード委員　原　眞麻子
（東京都教育庁）

博物館法　昭和26年法律第285号
最終改正：令和4年法律第24号
博物館法施行規則　昭和30年10月4日文部省令第24号
最終改正：令和5年文部科学省令第2号

登録までの流れ　―東京都の場合―



- ◆ 実地調査は新規登録の場合、及び再登録の際は必要な場合のみ実施
- ◆ 公表方法は一覧をHPに掲載

登録申請の事前相談

申請先の自治体のHPを確認しましょう。

- 博物館の所在する「都道府県名又は指定都市名」+「博物館登録」で検索

自治体HPに掲載されている必要な申請書類を確認しましょう

- 公立・私立で必要書類が異なります。
- 書類作成、取り寄せに時間を要するものもありますので、確認しましょう。

申請書類の内容等について事前に相談しましょう

- 相談窓口では、提出前に書類を確認してもらいましょう

自治体の問い合わせ先に連絡し、相談日時を予約しましょう。

- 窓口が混んでいる場合もあるため、メール等で構いません。

申請書を揃え分からないこと等を明確にして、相談しましょう。

- 申請書類の事前確認をしてもらいましょう。
- 手続のスケジュールを確認しましょう。
- 申請〆切、現地調査日程、登録予定日など

法令に定められた登録基準①　適格要件

	資格要件・登録基準	審査の観点
適格要件	地方公共団体又は地方独立行政法人 【改正法第13条第1項第1号イ】	実態のある法人か
	次に掲げる要件のいずれにも該当する法人 【改正法第13条第1項第1号ロ】	実態のある法人か
	博物館を運営するために必要な経済的基礎を有すること。 【改正法第13条第1項第1号ロ-(1)】	・法人の運営状況に大きな問題はないか →持続的な博物館経営を確実に行うことができるか
	当該申請に係る博物館の運営を担当する役員が博物館を運営するために必要な知識又は経験を有すること。 【改正法第13条第1項第ロ-(2)】	・博物館を適切に運営できる役員がいるか
	当該申請に係る博物館の運営を担当する役員が社会的信望を有すること。 【改正法第13条第1項第ロ-(3)】	・コンプライアンスの遵守が見込まれるか
	１年を通じて150日以上開館すること 【改正法第13条第1項第6号】	・実態ある活動がなされているか

法令に定められた登録基準②　体制に関する基準

	資格要件・登録基準	審査の観点
体制に関する基準	博物館資料の収集、保管及び展示(電磁的記録を公開することを含む。)並びに博物館資料に関する調査研究の実施に関する基本的運営方針を策定し当該方針を公表するとともに、相当の公益性をもつて博物館を運営する体制を整備していること。 【施行規則第19条第1項第1号】	• 設置の拠りどころではなく、運営の拠りどころとして、当該施設独自の使命、テーマなどが示されているか • 基本的運営方針のもとで事業計画を実施できるだけの運営体制を有しているか • 適切な方法で公表されているか
	博物館資料の収集及び管理の方針を定め、博物館資料を体系的に収集する体制を整備していること。 【施行規則第19条第1項第2号】	• 館の使命の下に、収集、保管、活用などについて基本方針を示していること。
	博物館資料の収集及び管理の方針に基づき、所蔵する博物館資料の目録を作成し、当該博物館資料を適切に管理し、及び活用する体制を整備していること。 【施行規則第19条第1項第3号】	• 博物館資料の収集と管理を適切に行うための目録（台帳）を有しているか。 • 計画を実施する体制を擁しているか。
	一般公衆に対して、所蔵する博物館資料の展示を行い、又は特定の主題に基づき、所蔵する博物館資料若しくは借用した博物館資料による展示を行う体制を整備していること。 【施行規則第19条第1項第4号】	• 一般公衆に対して展示が行われているか。 • 展示を行うための体制を有しているか • 計画どおりに事業が実施されているか（またはその見込みがあるか） • 計画を実施する体制を擁しているか

法令に定められた登録基準②　体制に関する基準

	資格要件・登録基準	審査の観点
体制に関する基準（続き）	単独で又は諸施設と共同で、博物館資料に関する調査研究を行い、その成果を活用する体制を整備していること。 【施行規則第19条第1項第5号】	• 博物館資料、関係する学術分野、博物館活動に関する調査研究をしているか • 調査研究の成果が展示や事業実施に活用されているか • 調査研究を実施する体制を擁しているか
	博物館資料を用いた学習機会の提供、利用者に対する博物館資料の説明その他の教育活動を行う体制を整備していること。 【施行規則第19条第1項第6号】	• 利用者に対して学習機会を提供できているか • 展示や資料等に関する質問に専門的、教育的解説を行う体制を擁しているか
	研修に職員が参加する機会が確保されていること。 【施行規則第19条第1項第7号】	• 職員（学芸系職員、事務系職員、その他の職員）の資質向上のため、多様な研修に参加する機会が確保されているか • 業務の一環として研修に参加できているか

法令に定められた登録基準③　職員に関する基準

	資格要件・登録基準	審査の観点
職員に関する基準	博物館の管理運営を行うことができる館長が置かれていること。 【施行規則第20条第1項第1号】	• 館の運営に関して判断と意思決定ができる館長が配置されているか
	学芸員が置かれていること。 【施行規則第20条第1項第2号】	• 博物館法第3条に示す博物館の事業（またはそれに類する事業）を実施するために必要な基礎・専門的知識を持った学芸員（指定施設の場合は学芸員に相当する職員）が配置されているか
	博物館の運営に必要な職員が置かれていること。 【施行規則第20条第1項第3号】	• 博物館法第3条に示す博物館の事業を行うために必要な職員を配置していること

法令に定められた登録基準④　施設・設備に関する基準

	資格要件・登録基準	審査の観点
施設・設備に関する基準	博物館資料の収集、保管及び展示並びに博物館資料に関する調査研究を安定的かつ継続的に行うことができる施設及び設備が整備されていること。 【施行規則第21条第1項第1号】	• 博物館の活動に必要な施設、設備が置かれているか、また機能しているか • 所蔵資料を安定的に保管し、展示することができる保管・展示環境を備えているか
	防災及び防犯のために必要な施設及び設備を有していること。 【施行規則第21条第2号】	• 所蔵資料の性質に応じて安全に保管、管理できる防災・防犯施設や設備が設置されているか
	博物館の規模及び展示内容に応じ、利用者の安全及び利便性の確保のために必要な配慮がなされていること。 【施行規則第21条第1項第3号】	• 利用者の安全及び利便性が確保できる施設や体制が整っているか
	高齢者、障害者、妊娠中の者、日本語を理解できない者その他博物館の利用に困難を有する者が博物館を円滑に利用するための配慮がなされていること。 【施行規則第21条第1項第4号】	• 多様な利用者に対する合理的配慮をおこなっているか • 導入されたサービスが必要に応じて運用できる体制が整っているか

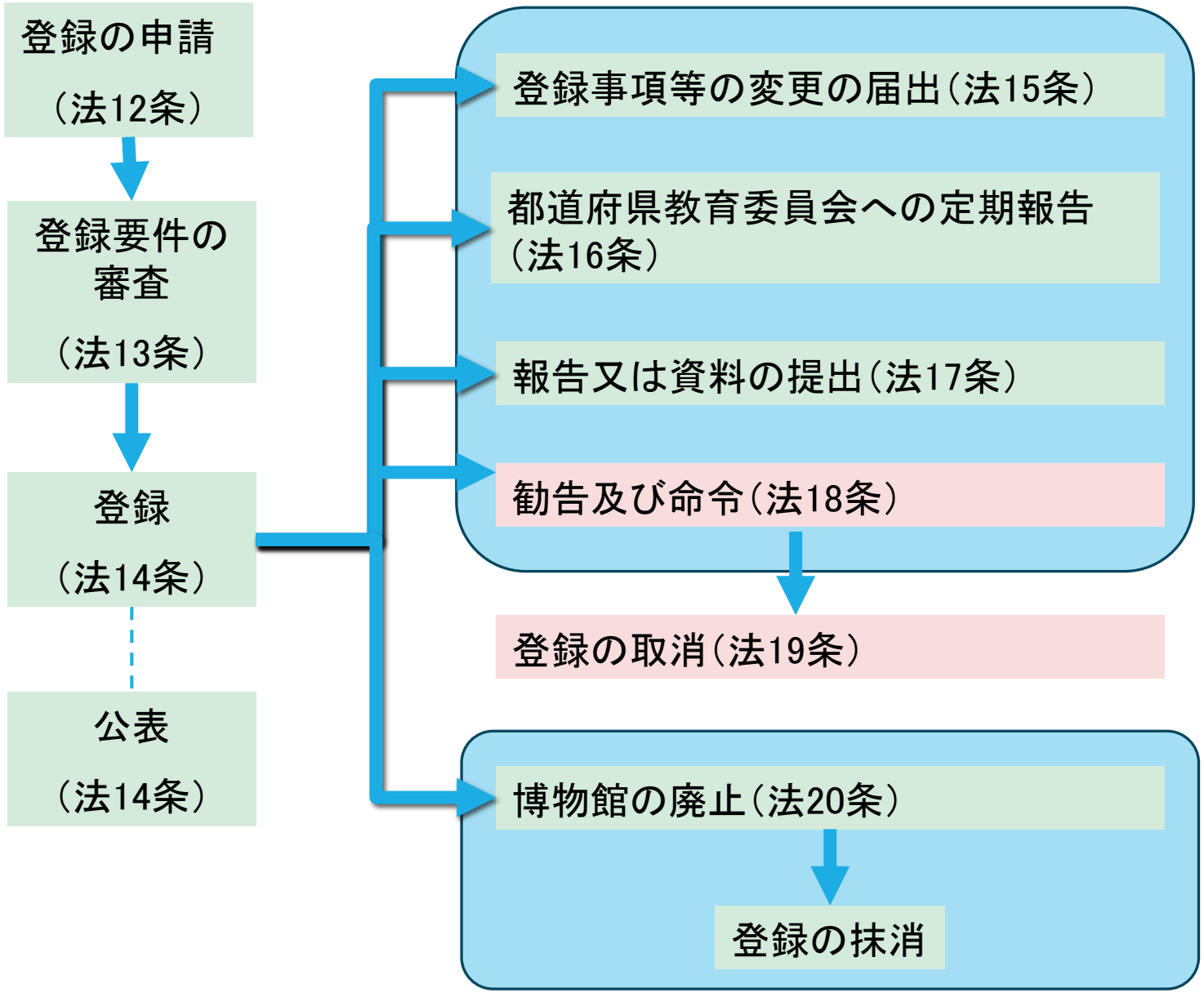
登録申請
↓
実地調査

実地調査のねらい

- **提出された申請書類が適正であるかを確認します。**
- **より望ましい博物館のために、体制（コト）、職員（ヒト）、施設・設備（ハコ）が合理的に機能するようアドバイスします。**
- **防犯・防災についてもアドバイスをすることがあります。**

実地調査に来館する職員、学識経験者の人数を確認しましょう。
打合せできる部屋を用意しましょう。
博物館配置図・平面図を用意しましょう。
順路と概ねの時間を確認しましょう。
博物館の実務に精通する人及び申請担当者が説明しましょう。
申請書類の修正、追加を確認しましょう。
登録までのスケジュールを確認しましょう。

登録後の手続


登録の申請
（法12条）
登録要件の審査
（法13条）
登録
（法14条）
公表
（法14条）
登録事項等の変更の届出（法15条）
都道府県教育委員会への定期報告（法16条）
報告又は資料の提出（法17条）
勧告及び命令（法18条）
登録の取消（法19条）
博物館の廃止（法20条）
登録の抹消